

行審第23号
平成30(2018)年7月9日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県行政不服審査会
会長 塚本 純

実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項に係る意見について

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第6条第2項第3号の規定に係る平成30年2月8日付け文学第688-2号で意見を求められた標記の件については、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する上で、必要なものと認められます。

ただし、要配慮個人情報は、個人の人格に深く関わる情報であることから、実施機関がこのような個人情報の収集を一律に行うことまで認めたものではありません。

したがって、類型事項に該当する場合であっても、収集の必要性の判断を慎重に行い、その範囲内での収集を徹底するとともに、収集後の取扱いについても特に慎重な配慮を願います。

(参考)

栃木県個人情報保護条例第6条第2項第3号の規定に係る
要配慮個人情報の収集制限に関する適用除外事項について

類型事項

類型	収集する理由又は必要性等
本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を収集するとき。	○ 本人を目視し、又は撮影する場合において、本人の意思にかかわらず、本人の外形上の特徴により、身体上の障害があること等が明らかであるときは、その性質上、収集の選択の余地がない。